

愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 愛知県内における犯罪被害者やその家族を支援するため、新たな条例の制定に向けた検討を行う、「愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議（以下「会議」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、会議を総括し、進行する。
- 5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(公開)

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 会議等の傍聴方法については、別に定める。
- 3 会議の資料及び議事録については、原則公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表

愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議 委員名簿(7名)

(敬称略・順不同)

区分	組織名・団体名	職名	氏名
学識経験者	中京大学	教授	神谷 栄治
学識経験者	名古屋大学大学院法学研究科	教授	宮木 康博
臨床心理士	愛知県臨床心理士会	理事	杉岡 正典
弁護士	愛知県弁護士会犯罪被害者支援委員会	委員長	今枝 隆久
民間支援団体	公益社団法人被害者サポートセンターあいち	理事	小島 きぬ子
犯罪被害当事者団体	NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす	代表	青木 聡子
警察関係者	愛知県警察本部警務部住民サービス課犯罪被害者支援室	室長	梅野 満